

第3 国際民事紛争解決制度

1 訴訟と仲裁

経済活動のみならず市民生活のグローバル化が進むとともに、国際的な紛争も益々増加している。そのような国際的紛争のうち、商事紛争を解決する効果的手段として、国際商事仲裁の制度が発展充実し、国際商事調停も次第に活用されて今日に至っている。しかし、国際調停には結果に強制力がなく、また、仲裁は当事者の合意が前提であって、特に中小企業にとってはアクセスしやすい仲裁機関のインフラが国内になければ、仲裁を利用しようと思っても利用できない。そこで、後に述べる仲裁インフラの整備とともに、国境を超えた民事裁判手続を利用しやすくする制度の確立が、国際的民事紛争の解決に不可欠である。

我が国をみるに、2012（平成24）年4月1日施行の改正民事訴訟法において、国際民事訴訟管轄の規定が新設され、労働契約と消費者契約については特則が設けられた。しかし、送達手続や証拠調べについての国際民事訴訟手続についてはハーグ条約、一部の国との二国間条約等で個別に対応しており、法的安定性と予見可能性に乏しい実情が続いている。

2 ハーグ国際私法会議における管轄合意に関する条約策定と国内法整備

こうした中で、国際私法の統一を目的としてオランダ政府が呼びかけて設立されたハーグ国際私法会議において、「民事及び商事に関する国際裁判管轄権並びに判決の承認及び執行に関する条約案」が検討・討議されたが、加盟国間の意見がまとまらず、各国の合意が得られる分野から交渉を進めていくこととなり、裁判所の選択合意に関して、2005（平成17）年の外交会議で「管轄合意に関する条約」が採択された。その後、こうしたハーグ会議での審議を参考として、上記のとおり国際裁判管轄に関する民事訴訟法改正が2012（平成24）年4月1日に施行された。

今後は、さらに国際紛争の迅速確な解決を実現するための制度的基盤として、国際送達、証拠調べ、外国判決執行の相互保障等の側面についても国際基準での立法化と国際共助の前進を図ることが求められる。

3 ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）

近年、国際結婚の増加に伴い、外国における結婚生活の破綻により日本人親が他方親の同意を得ずに子どもを日本に連れ帰り、子の返還や子との面会を求めても拒否されるという問題が深刻化している。こうした国境を越えた不法な子の連れ去りについては、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）が、子どもを連れ去り前の常居所地国に迅速に戻すべきことや、そのための国家間の協力などについて定めている。

ハーグ条約は、国境を越える子の不法な連れ去りについて、子の監護の問題については子の常居所地国が管轄を有することを前提とし、子をいったん常居所地国に迅速に返還した上で、子の常居所地国の裁判所の決定に委ねるものであり、合理的で有用な条約であるとの評価がある一方、条約の機械的・画一的運用により、他方親から子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンスによる逃避的な帰国の場合に、子どもを常居所地国に返還することが子の利益に反することとなる可能性などについての懸念が指摘され、日弁連内においても議論が分かれた。

しかし、常居所地国の他方親の下に戻されると子どもが虐待を受けるおそれがあるような場合については、国内法で定めた返還拒否事由に基づき、我が国の裁判所の判断により適切な対応が取られることが期待でき

る。そのため日弁連は、2011（平成23）年2月18日「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結に際し、とるべき措置に関する意見書」を公表し、ハーグ条約が子どもの権利条約に定める「子どもの最善の利益」にかなうように適切に実施・運用されることを確保するために必要な事項を定めた国内担保法を制定することを提言した。

その後、政府においてハーグ条約締結に向けた実施法案の整備等が進められ、2013（平成25）年4月1日にはハーグ条約の締結が国会で承認され、同年6月には同条約の実施を国内で担保するための「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「実施法」という。）も国会で成立した。2014（平成26）年4月1日にはハーグ条約が発効し、実施法も施行となった。

実施法上、ハーグ条約事件では外務省による当事者への援助が行われ、日本に住所を有していない外国人も民事法律扶助の利用が可能とされている。この援助の一環として、日弁連では、実施法の施行と同時に2014年（平成26年）4月1日から、外務省を通じた弁護士紹介を開始しており、現在での国内全ての弁護士会において紹介対応を可能としている。また、弁護士費用の他、高額になりかねない通訳人費用についても、民事法律扶助制度の利用が可能となっている。

他方で、弁護士会としては、ハーグ条約締結後の体制整備として、ハーグ条約の事案を適切に扱うことのできる弁護士の研修・養成に力を注ぐことが求められる。とくに、子どもの手続代理人が大きな役割を果たすことも期待されるので、その担い手の確保が必要である。弁護士会で、代理人活動に関する研修、任意的解決のためのあっせん仲裁機関の紹介事業に対応できるような機関（単位会のあっせん仲裁機関）を強化する必要がある。